

第4号議案

次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方  
について（答申）

栃木県知事から諮問されたこのことについて、栃木県都市計画審議会条例第3条第2項の規定により設置した栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会から調査結果の報告がありましたので、次のように提出します。

平成26年10月27日

栃木県都市計画審議会長 築瀬 範彦

都計第493号

平成25年3月21日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

次期「栃木県都市計画区域マスタープラン」策定にあたっての基本的な  
考え方について（諮問）

都市計画法第6条の2第1項の規定に基づき次期「栃木県都市計画区域マスタープラン」  
を策定するにあたり、下記事項について、貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方について
- 2 人口減少時代における本県の特徴を考慮した市街化区域及び用途地域の基本的な考え方について
- 3 市町村合併により線引きと非線引き都市計画区域を併せ持つ市町村における都市計画区域のあり方について

平成26年10月27日

栃木県都市計画審議会 会長 築瀬 範彦 様

栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会

委員長 築瀬 範彦  
委員 増山 正明  
委員 森本 章倫  
委員 山島 哲夫

次期「栃木県都市計画区域マスタープラン」策定にあたっての基本的な考え方について（報告）

平成25年3月21日に栃木県都市計画審議会から意見を求められた標記のことについて、調査審議した結果を下記のとおり報告します。

## 記

### 1 調査審議事項

- ① 人口減少・超高齢社会、環境への負荷低減などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるにあたっての基本的な考え方について
- ② 人口減少時代における本県の特徴を考慮した市街化区域及び用途地域の基本的な考え方について
- ③ 市町村合併により線引きと非線引き都市計画区域を併せ持つ市町村における都市計画区域のあり方について

### 2 調査審議経過等

平成25年 5月 8日	第1回専門委員会	都市計画における現状と課題の抽出整理
平成25年 7月 3日	第2回専門委員会	都市計画における現状と課題のとりまとめ
平成25年 7月24日	第161回都市計画審議会	都市計画における現状と課題【中間報告】
平成25年10月24日	第3回専門委員会	①の整理
平成25年12月13日	第4回専門委員会	①のとりまとめ及び②、③の整理
平成26年 2月14日	第162回都市計画審議会	①【中間報告】
平成26年 7月 3日	第5回専門委員会	②、③の内容検討
平成26年 9月 5日	第6回専門委員会	②、③のとりまとめ
平成26年10月27日	第164回都市計画審議会	①、②、③【最終報告】

### 3 調査審議結果

栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会報告書のとおり

「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会報告書」は別冊のとおり